

酒類等の製造方法申告書（CC1-5610-1）の記載要領

- この申告書は、酒類製造者又は酒母若しくはもろみの製造者が新たな製造方法による製造を開始するとき又は製造している酒類等でその製造方法による製造を終了したときには、酒類の製造場の所在地の所轄税務署長に提出してください。
- 品目ごとの様式の使用区分は、以下の表を参照してください。

◆様式使用区分表

様式番号	様 式 名	品目等																		
		清酒	合成清酒	連続式蒸留焼酎	単式蒸留焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	原料用アルコール	発泡酒	その他の醸造酒	スピリッツ	リキュール	粉末酒	雑酒	酒母	もろみ
CC1-5610-1	酒類等の製造方法申告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
CC1-5610-2	酒母の1仕込製造方法(____もろみの酒母	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○
CC1-5610-3	____の1仕込製造方法	○	○	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
CC1-5610-4	____のもろみ1仕込製造方法	△	△	○	○	△	△	△	△	○	○	○	△	△	○	△	△	△	△	△
CC1-5610-5	果実酒・甘味果実酒の1仕込製造方法	△	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
CC1-5610-6	ビール・発泡酒の1仕込製造方法	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△
CC1-5610-7	____の1仕込製造方法	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	○	○	○	△	△
CC1-5610-8	1分界又は1かまの蒸留方法	△	△	○	○	△	△	△	△	○	○	○	△	△	○	△	△	△	△	△

※「△」の印が付してるものは、酒母を製造して使用している場合に作成してください。

- 「税率の適用区分」欄は、酒税法第23条第1項から第5項《税率》までの適用区分、アルコール分別及び発泡性の有無の区分を記載してください。なお、発泡性酒類及び醸造酒類については、上記の適用区分に代えて、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）附則第36条1項から5項《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》までの適用区分を記載してください。
- 「（当初）製造開始年月日」欄は、次により記載してください。
 - 新たな製造方法による酒類等を製造する場合には、その製造方法による製造を開始した年月日
 - 製造している酒類等の製造を終了する場合は、その製造方法による製造を開始した年月日
 - 「発売予定日」欄は、申告に係る酒類の発売予定年月日
- 「製造終了年月日」欄は、その製造方法による製造を終了する年月日を記載してください。
- 「製造方法の概要」欄は、その製造方法の工程について、フローチャートを用いる等により一連の製造工程が分かるように記載してください。書ききれない場合は、別葉に記載し添付してください。
また、工程中で原料を使用する時期を併せて記載してください。
- 「使用原料等」欄には、その詳細を別紙として、CC1-5610-2からCC1-5610-8までに記載して添付してください。
- ※印欄は記載しないでください。